

青森県報

第六百六号

令和五年
五月一日
(月曜日)

目次

規 則

○青森県建築基準法施行細則の一部を改正する規則……………(建築住宅課) ……一

告 示

○令和四年度青森県一般会計補正予算(専決第五号)の要領(財政課) ……一

○救急病院の設置……………(医療業務課) ……三

○道路の区域の変更……………(道路課) ……三

公 告

○建設業者の営業の停止……………(監理課) ……四

公安委員会

○令和五年度青森県警察官採用試験(警察官A)公告……………(警務課) ……五

規 則

青森県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十七号

青森県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

青森県建築基準法施行細則(昭和三十六年二月青森県規則第二十号)の一部を次のように改正する。
第十条第一項の表第三号中「第十九条第一項」を「第百十五条の三第一号」に改める。

附 則

この規則は、令和五年六月一日から施行する。

告 示

青森県告示第三百三十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百七十九条第一項の規定に基づき令和五年三月三十一日専決処分した令和四年度青森県一般会計補正予算(専決第五号)の要領は、次のとおりである。

令和五年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

令和4年度青森県一般会計補正予算（専決第5号）

令和4年度青森県一般会計補正予算（専決第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算のうち、「第1表歳入予算補正」に掲げるとおり、当該款項の区分ごとの金額を補正する。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表地方債補正」による。

第1表 歳入予算補正

歳 入		補正前の額	補 正 額	計
款	項	千円	千円	千円
1	県 税	146,069,077	379,163	146,448,240
3	地方消費税	27,293,450	379,163	27,672,613
3	地方譲与税	26,249,417	△236,818	26,012,599
1	特別法人事業譲与税	23,263,902	△10,262	23,253,640
2	地方揮発油譲与税	2,567,179	△226,606	2,340,573
3	石油ガス譲与税	92,574	△1,182	91,392
4	自動車重量譲与税	168,580	4,067	172,647
5	森林環境譲与税	95,925	△1,224	94,701
6	航空機燃料譲与税	61,257	△1,611	59,646
5	地方交付税	225,973,729	2,506,708	228,480,437
1	地方交付税	225,973,729	2,506,708	228,480,437
6	交通安全対策特別交付金	350,006	△47,863	302,143
1	交通安全対策特別交付金	350,006	△47,863	302,143
12	繰入 金	11,455,731	△89,190	11,366,541
2	基金繰入金	11,009,014	△89,190	10,919,824
15	県 債	59,033,406	△2,512,000	56,521,406
1	県 債	59,033,406	△2,512,000	56,521,406
歳 入 合 計		804,289,807	0	804,289,807

第2表 繰越明許費補正

款	項	事 業 名	金 額	
			補 正 前 千円	補 正 後 千円
6	農 林 水 産 業 費	1 農 業 費 農業生産総合対策事業費	453,169	3,007,767
合 計			91,301,246	93,855,844

第3表 地方債補正

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額 千円	起債の 方法	利率 %	償還の方法	限 度 額 千円	起債の 方法	利率 %	償還の方法
河川事業	4,071,000	普通貸 借又は 債券発	9.0 以内	公的資金の場 合は、融通条件 による。	2,903,000	普通貸 借又は 債券発	9.0 以内	公的資金の場 合は、融通条件 による。
砂防事業	1,108,000				919,000			

県道等整備事業 2,610,000 行

その他の場合は、先ず協議の上、知事と協議の上、県財政に上りすぎないよう、繰上り償還を行うこととする。

1,455,000 行

その他の場合は、先ず協議の上、知事と協議の上、県財政に上りすぎないよう、繰上り償還を行うこととする。

計 59,033,406 / / / 56,521,406 / / /

青森県告示第百二十五号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次のとおり救急病院を認定したので、同令第二条第一項の規定により告示する。

令和五年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

医療法人雄心会青森新都市病院	所在地	認定の有効期限
青森市石江三丁目一		令和八年四月三十日

青森県告示第百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和五年五月三十一日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和五年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路種類の	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	国 道	三三八号	三沢市大字天ヶ森字天ヶ森一三の一六六から 三沢市大字三沢字庭構四九の一〇七一まで	前 一六・二二メートルから 一八・四四メートルまで	後 一〇・二〇メートルから 一、一七五・五〇メートル	一、二二〇・〇〇メートル	
2	県 道	天ヶ森三沢線	三沢市大字三沢字庭構四九の一二五九から 三沢市大字三沢字庭構四九の一〇四三まで	前 一四・六〇メートルから 三二・四七メートルまで	後 一〇・〇七メートルから 五三・二二メートルまで	二二七・五三メートル 六七九・四六メートル	

公 告

建設業者の営業の停止

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十八条第三項の規定により、次のとおり建設業者の営業の停止を命じたので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和五年五月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社みちのく庭園
- 二 代表者の氏名 橋本 静一
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市大字河原木字簀子渡一五の三

- 四 許可番号 青森県知事許可（般一）第七一六八号
- 五 営業の停止を命じた年月日 令和五年四月二十四日
- 六 停止を命ずる営業の範囲

注文者から青森県の区域内における建設工事を請け負う営業のうち、国、地方公共団体、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）別表第一に掲げる公共法人（地方八条に規定する法人が発注者である建設工事に係るもの）

- 七 営業の停止を命ずる期間 令和五年五月一日から同月二十二日までの二十二日間
- 八 営業の停止を命ずる原因となった事実

前記建設業者が次の行為を行ったことが確認された。このことが、建設業法第二十八条第一項第二号の規定に該当する。

- (一) 令和四・五年度八戸市建設工事競争入札参加資格審査に係る申請に土木一式工事、舗装工事及び造園工事に係る経営事項審査を受けたとする虚偽の記載をした競争入札参加資格審査申請書並びに偽造の令和二年九月三十日を審査基準日とする

る総合評定値通知書（建設業法第二十七条の二十九第一項の総合評定値に係る通知書をいう。以下同じ。）を用いたこと。

(二) 令和四・五年度青森県建設工事競争入札参加資格審査に係る申請に土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、舗装工事及び造園工事に係る発着事項審査を受けたとする虚偽の記載をした競争入札参加資格審査申請書並びに製造の令和三年九月三十日を審査基準日とする総合評定値通知書を用いたこと。

公安委員会

令和5年度青森県警察官採用試験（警察官A）公告

令和5年度青森県警察官採用試験（警察官A）を次のとおり実施するので、人事委員会議決6-15（職員の任用に関する規則）第10条の規定により公告する。

なお、当該試験の実施に当たって、青森県警察官採用試験（警察官A（男性））第1次試験については、警視庁と共同で行うものとする。

令和5年5月1日

青森県警察本部長 磯 丈 男

1 試験の種類及び程度

種 類	試験区分	採用予定日	程 度
警察官採用試験 (警察官A)	男 性	令和6年4月1日	大学卒業程度
	女 性		
	武道指導／柔道 武道指導／剣道		

2 採用予定人員及び職務の内容

(1) 採用予定人員

種 類	試験区分	青森県	警視庁
警察官A	男 性	30人程度	3人程度
	女 性	6人程度	
	武道指導／柔道 武道指導／剣道	1人程度 1人程度	

注1 警察官A（男性）受験者は、第2志望として警視庁を選択することができない。なお、青森県の第1次試験に合格した場合、第2志望は考慮されない。

2 採用予定日については、都県により異なる場合があるので、詳しくはそれぞれの都県が問合せに応じる。

3 警察官A（武道指導（柔道／剣道））受験者は、警察官A（男性／女性）を併願することができる。併願する人は、警察官A（武道指導（柔道／剣道））第1次試験が不合格となった場合でも、警察官A（男性／女性）第1次試験の合格点に達した場合、警察官A（男性／女性）として第2次試験を受験できる。

警察官A（武道指導（柔道／剣道））試験の併願は第1次試験のみとし、第2次試験での併願はできないものとする。

(2) 職務の内容

個人の生命、身体及び財産の保護並びに犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締り、その他公共の安全と秩序の維持に当たる。

なお、武道指導採用者については、前述の職務内容とともに、警察官の柔道又は剣道の訓練に係る指導に従事する。

3 受験資格

(1) 受験資格

試験区分	実施機関	年 齢	受 験 資 格
			学 歴 等

論 文 試 験	(備) 論文試験は第1次試験(7月9日(日))に実施するが、第1次試験合格者のみ、第2次試験で採点を行う。	警察官に適合する人物かどうかについて、集団面接及び個別面接により試験を行う(姿勢態度、表現力、判断力、積極性、堅実性等を評価)。		
		警察官としての適性について、作業検査法による検査を行う。		
適 性 検 査	警察官として職務遂行上必要な体力について次の4種目の検査を行う。			
第 2 次 試 験	体 力 検 査 〔右の基準に検査より行う。〕	20mシャトルラン	男 (青森県の場合) 折返回数が24回以上	女 折返回数が14回以上
		反復横跳び	36回以上/20秒	32回以上/20秒
		腕立て伏せ	19回以上	10回以上
		握 力	左右平均28kg以上	左右平均20kg以上
		視 力	両眼とも裸眼視力が0.6以上であること又は矯正視力が1.0以上であること。	
身 体 検 査 〔右の基準に検査より行う。〕	色 覚	職務の遂行に支障のないこと。		
	そ の 他	職務の遂行に支障のない身体的状態であること。		
※ 上記項目については、医療機関等において検査した身体検査書の提出を求める(検査料は個人負担となる。)				

注 警視庁では第2次試験の種目が異なる場合があるため、詳しくは警視庁が問合せに応じる。

(2) 配点の基準

試 験 種 目	男 性 ・ 女 性	武道指導(柔道/剣道)	第1次試験		
			教 養 試 験	適 性 検 査	
	80	80	-	-	
	-	-	-	-	
	-	-	-	-	
計	80	80	-	-	
第2次試験	論 文 試 験	40 <th>(集団)</th> <td>75 (適否)</td> <td>75 (適否)</td>	(集団)	75 (適否)	75 (適否)
			(個別)	100 (適否)	100 (適否)
	適 性 検 査	適否	適否		
	体 力 検 査	40 (適否)	40 (適否)		
	身 体 検 査	適否	適否		
計	255	255			
合 計	335	335			

- 注1 表中「適否」とあるのは、適否基準を設定し、その基準を満たす必要があるものである。
- 2 第2次試験で設定された適否基準のいずれかを満たさない場合には、論文試験は採点されない。
- 3 体力検査の適否基準では、4種目のうち2種目以上が基準値を満たす必要がある。
- 4 身体検査の適否基準では、医療機関等において検査した身体検査書により

- 「就業に支障のない」ことが必要である。また、更に各項目（視力・色覚）ごとの基準を満たす必要がある。
- 5 警視庁の配点の基準は異なる場合があるため、詳しくは警視庁が問合せに
応じる。
- (3) 第1次試験における資格加点について
下表の対象資格等を有する者で、加点を申請する場合は、第1次試験の得点に
一定点を加点する。

資格等区	対象資格等【証明書類】	加点基準	加点数		
柔道	【段位証書、段位証明書】 講道館認定	初段	1点		
		二段	2点		
		三段以上	3点		
		初段	1点		
		二段	2点		
		三段以上	3点		
		剣道	【段位証書、段位証明書】 全日本剣道連盟認定	二段以上	3点
				二段	2点
				初段	1点
				準1級以上	2点
英語	【合格証明書、スコアレポート等】 実用英語技能検定	準1級以上	3点		
		2級	2点		
		470点以上	2点		
		730点以上	3点		
		TOEIC (IPテストを除く) 【合格証明書、スコアレポート等】	460点以上	2点	
		TOEFL (PBT) 【合格証明書、スコアレポート等】	550点以上	3点	
		TOEFL (CBT) 【合格証明書、スコアレポート等】	140点以上	2点	
		TOEFL (iBT) 【合格証明書、スコアレポート等】	213点以上	3点	
		TOEFL (iBT) 【合格証明書、スコアレポート等】	48点以上	2点	
		TOEFL (iBT) 【合格証明書、スコアレポート等】	79点以上	3点	
国際連合公用語英語検定 【合格証明書、スコアレポート等】	C級	2点			
	B級以上	3点			
	中国語検定 【合格証明書、スコアレポート等】	2級以上	3点		

中国語	【合格証明書、スコアレポート等】 漢語水平考試 【合格証明書、スコアレポート等】	4級	2点
		5級以上	3点
韓国語	【合格証明書、スコアレポート等】 韓国語能力試験 【合格証明書、スコアレポート等】	400点以上	2点
		550点以上	3点
		4級	2点
		5級以上	3点
ベトナム語	【合格証明書、スコアレポート等】 実用ベトナム語技能検定 【合格証明書、スコアレポート等】	準2級	2点
		2級以上	3点
		4級	2点
		3級以上	3点
情報処理 技術者試験	【合格証書】 基本情報技術者試験 【合格証書】 応用情報技術者試験	2級	2点
		3級	3点

- 注1 申請できる資格は、同一資格等区分で1つ、最大2つの資格等区分までとする。
- 注2 対象資格等の級等に応じて加点するため、最上位の対象資格等を申請する。
- (4) 最終合格者の決定方法
最終合格者は、試験の種目ごとに設定している適否基準を満たしている者について、第1次試験及び第2次試験の総合得点による順位で決定する。

6 受験の手続

- (1) 試験案内（受験申込書）の入手方法

ダウンロード	青森県警察のホームページからダウンロードができる。
配布場所での入手	青森県警察本部警務課、県内各警察署、青森県人事委員会事務局、県庁正面受付、県庁北棟受付、青森県各地域民局地域連携部（県内各合同庁舎正面受付）、青森県東京事務所及び本県の各県外情報センターで入手できる。
郵送での請求	封筒の表に「警察官A試験案内請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形2号）を同封の上、青森県警察本部警務課に請求することにより入手できる。青森県なお、試験案内を2部以上請求する場合は、郵便料金が異なる。

場合があるため、青森県警察本部警務課に確認する。

(2) 受験申込方法及び受付期間

ア インターネットにより申し込む場合

受験申込方法	青森県警察のホームページを経由して、「青森県電子申請・届出システム」にアクセスし、所定の事項を入力すること。請・届出システム」のホームページで確認できる。 各種資格加点を申請する場合又は武道指導受験申込者は、資格を証明する書類の写しを郵送又はメール(C251101@mail.police.pref.aomori.jp)で提出する(第1次試験当日に証明書類の原本を確認する)。
受付期間	5月8日(月)午前8時30分から6月9日(金)午後5時15分までの間に、「青森県電子申請・届出システム」で受信したものに限り受け付ける。
受験票等の交付	6月23日(金)に青森県警察のホームページに「受験番号一覧表」、「受験票」及び「写真票」を掲載するので、「受験票」及び「写真票」を必ず確認し、所定の方法により「受験票」を作成すること。

注 申込受付期間終了後の試験区分や志望都県などの変更は認めない。

イ 持参又は郵送により申し込む場合

受験申込方法	直接持参	受験申込書には、必要な事項を記入し、必ず顔写真を貼り、住所・氏名を明記の上、これらを青森県警察本部警務課又は最寄りの県内各警察署に提出する。
	郵送	封筒の表に「警察官A試験申込」と朱書きし、受験票を持参する場合と同様に作成した受験申込書と受験票を封入し、簡易書留で青森県警察本部警務課に郵送する。 資格加点を申請する場合又は武道指導受験申込者は、資格を証明する書類の写しを提出する(第1次試験当日に証明書類の原本を確認する)。
受付期間	5月8日(月)から6月16日(金)まで(ただし持参の場合、土曜日、日曜日は受け付けない。)午後5時15分までとする。受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までの間に限り受け付ける。郵送の場合は、6月16日(金)までの消印のものに限り受け付ける。	

受験票の交付
受験票は、6月28日(水)までに届くように発送する。6月30日(金)までに到着が確認できない場合は、青森県警察本部警務課が問合せに応じる。

注 申込受付期間終了後の試験区分や志望都県などの変更は認めない。

7 採用候補者名簿の作成及び採用の方法

- 青森県の試験の最終合格者は、県の作成する採用候補者名簿に登録され、青森県警察本部長からの請求等に応じて提示される同名簿の中から採用が決定される。
- 採用候補者名簿の有効期間は、原則として名簿が確定した日から1年間である。

(3) 警視庁の採用候補者名簿の作成及び採用の方法は、警視庁が問合せに応じる。

8 初任給その他の給与

- 青森県、令和5年4月採用の大学新卒者の場合

初任給	手当関係	被服
215,500円	6月及び12月に期末・勤勉手当が支給されるほか、支給条件に応じて扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給される。	採用と同時に制服、制帽のほか、靴、フリースーツ、ネクタイ、防寒衣等が支給される。

(2) 警視庁の給与等については、警視庁が問合せに応じる。

9 採用の時期

- 青森県の採用時期は令和6年4月1日であるが、警視庁は異なる場合があるので詳しくは警視庁が問合せに応じる。
- 採用後は巡査となり、初任教養を受けるため6か月間警察学校(全寮制)に入校する。

なお、警察学校を卒業後は交番に配置され、その後、本人の適性等により、留置管理係、生活安全係、刑事係、交通係、警備係、機動隊などの業務に従事する。

10 試験結果の情報提供

青森県の採用試験の結果は、受験者本人からの口頭による申出に応じて本人に対して次のとおり情報提供を行う。受験者本人が受験票及び本人であることを証明する書類(運転免許証、学生証、旅券等)を持参の上、青森県警察本部警務課に来庁

すること（受付時間は平日の午前8時30分から午後5時15分までの間。土曜日、日曜日は受け付けない。）。

申出できる者	提供する情報	提供できる期間	情報提供場所
青森県の第1次試験不合格者（青森県のみを志望した者）	第1次試験の得点及び順位	第1次試験合格発表の日から1か月間	青森県警察本部 警務課
青森県の第1次試験不合格者（警視庁を第2志望とした者）	第1次試験の得点及び順位	令和6年1月4日から1か月間	
青森県の第2次試験受験者	第1次試験の得点及び順位、第2次試験の試験種目別得点並びに最終順位	最終合格発表の日から1か月間	

11 昇任

昇任は、公平な昇任試験等により行われ、本人の努力次第で幹部警察官への道が開かれる。

（発行者・発行人）
青森市長 島一丁目一番一
青 森 県 号

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭